

指令環第1-8号  
令和6年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

有限会社 隼人環境総合  
取締役 金沢 公人 殿

霧島市長 中重 真一



令和6年1月30日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、次のとおり許可します。

許可番号	霧島市一般廃棄物処理業許可第18-12号
事務所及び事業所の所在地	霧島市隼人町真孝2460番地7
氏名 (名称及び代表者)	有限会社 隼人環境総合 取締役 金沢 公人
廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系ごみ）
業務の種類	収集・運搬
区域	霧島市全域（ただし、ホテル京セラから排出される生ごみを鹿児島市の株式会社カナザワ鹿児島支店へ運搬するものについては、この限りでない。）
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
条件1 許可証の交付を受けてから30日以内に運搬車に事業所名及び許可番号を付した写真(横、後)を提出すること。 2 許可証は、譲り渡したり貸与したりしないこと。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第170号）その他関係法令等を遵守すること。 4 その他市長が指示した事項を遵守すること。	

※ この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に霧島市長に対して審査請求を行うことができます。